

様式第1（第4条関係）

都市公園における自動販売機の設置に関する契約についての注意事項

今回の競争入札に付した下記物件の設置は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日までに当該自動販売機の設置場所を明け渡さなければなりませんので、注意してください。（ただし、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな契約が市と同じ設置者との間で締結される場合を除く。）

なお、設置許可は、設置までに受ける必要があります。

記

1 入札日 令和7年2月12日

2 物件名：中央公園 自動販売機設置

| 設置場所 | 設置台数 | 設置面積 | 設置期間 |
|-------|------|------------------|----------------------------|
| 中央公園内 | 1台 | 2 m ² | 令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで |